

## (2016.8) 任意後見契約の「代理権目録」とは？

今年4月以降、相談センターで任意後見契約された方は5名。一人暮らしで相談相手がない、子どもに迷惑をかけたくない、手術や入院の身元引受人になってくれる親類がない、自分が認知症になったときのことを考えると心配で眠れない...等々、切実な悩みを抱えて相談に見えた方ばかり。

みなさんに共通するのは「万が一の場合にはくらしの相談センターに一切すべてお任せします」という全幅の信頼です。

相談センターで任意後見契約をすると、認知症になったり、介護施設に長期入居が必要になったときに、以下のようなことを相談センターのスタッフが責任もって行います。「代理権目録」といいます。

不動産など財産の管理や処分、 新築・増改築、賃貸借契約。  
金融機関、郵便局、証券会社 との取引や保険契約。  
定期的な収入の受け取りや費用の支払い、施設に長期入居 中の本人への生活費の送金や 物品の購入。  
入院や介護契約、その他の福祉施設入所契約、要介護認定 の申請。  
登記済権利書、印鑑、印鑑登録カード、住民基本 台帳カード、預貯金 通帳、各種キャッシュ カード、有価証券、 年金関係書類、土 地・建物賃貸借契 約書など重要な契 約書類の管理。  
登記や税務申告、各 種証明書の申請。  
遺産相続に関するこ と。  
配偶者や子の法定後 見開始の審判の申 し立て。  
行政機関への申請、 行政不服申し立て、 紛争の処理。  
固定電話や携帯電話の加入・ 解除手続き。等々です。

先日、相談センターで任意後見と死後事務委任契約したTさんは、公証役場で公証人の説明を聞きながら、「人生の最後に人間はこんなに大切にされるんですね。このための費用は惜しくないどころか、大変ありがたいです」。しみじみとそうおっしゃった姿が印象に残りました。